

■事業概要

保護観察対象者等のうち、直ちに自立更生することが困難な人について、国から更生保護法人等が運営する更生保護施設に委託して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、必要な支援などを行い、自立を援助する際に支払われる委託費。

■基準額・閾値

更生保護法人等に対する保護観察対象者等の保護の委託に要する経費を1人1日単位で支給する

- ・宿泊費 703円
- ・食事付宿泊費 2,037円

■直近の基準額・閾値の見直し年度

昭和58年当時の生活保護基準額を根拠とし、以降基準の見直し実績なし（据え置き年数：42年）

■見直しの方向性

現状の単価では、昨今の物価高騰等に対応できないため、「生活保護基準」の改定状況を踏まえて上げを検討



更生保護施設

